

第2回 東京都児童福祉審議会専門部会
 (児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて)
 -事務局まとめ-

(第2回専門部会：平成23年10月3日)

【「児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて」の課題全般について】

- 児童相談所の虐待対応の体制そのものをどう変えていくかという議論もあってよい。(虐待対応専門のチームなど)(松原委員)
- 日本では、すべてが児童相談所の中で対応しなければいけなくなっているが、アメリカは早くから通常の児童福祉と虐待専門の組織を分けた対応などを行っている。このような区分を考えることも重要ではないか。(高田委員)

【課題1：地域支援ネットワークの強化について】

■隙間のないネットワークを作るには

- 幾つか見た限りにおいては、現状では、要対協や子供家庭支援センターのマニュアルと児童相談所とがうまくリンクしているとは思えず、これを合わせていく確認作業が必要。(柏女委員)
- 母子保健で健診に途中で来なくなったケース、妊婦と連絡がとれなくなったケース等について、要対協あるいは子供家庭支援センターに通告されるシステムの構築等を考えていくことも必要。(柏女委員)
- 特定妊婦を早いうちに把握し、積極的な支援に入っていくというプロセス、仕組みがとても重要であり、法的根拠として母子保健法を活用できる。根拠について具体的に示しながら、特定妊婦というのはどういうものか、それをどのように把握し、どのように子供家庭支援センターに連絡しているのか、ということも具体的に示していく必要がある。(中板委員)
- 進行管理会議で、動いていないと見なされるケースには、新たな情報を収集できていないという危険性もあるため、判断の仕方をきちんと整理しておかないといけない。大きな区市の場合はブロック別に分けている事例があるが、それぞれに児童福祉司が出席しなければならない悩みもあるので、その辺の工夫が必要。(松原委員)
- 進行管理会議の目的を、東京ルールや、子供家庭支援センターが持つマニュアル等の中できちんと明示し、児童相談所、子供家庭支援センター間の共通認識にしていくことが大事。(中板委員)

■児童相談所と子供家庭支援センターなど援助主担当機関間の協働体制に隙間はないか

■在宅のハイリスク家庭、再統合家庭への支援が十分ではない

- 安全確認のためにチェックリストやリスクアセスメントシートなど、都と子供家庭支援センターが別のものを使っている場合、違う物差しで測っても意味がなく、東京ルールの見直しの際に徹底を図る必要がある。(柏女委員)
- チェックリストの見直しには、現在のチェックリストでいいのか、という視点も必要。その場合には作成段階から、都のみならず、市部、区部を含めて子供家庭支援センターにも参加してもらうことが大切。(松原委員)
- 子供家庭支援センターの組織化を図り、研修システムの導入等を考えていかないと、子供家庭支援センターの全体的なレベルアップや、共通化にはつながらない。(柏女委員)

■医療、教育部門との連携が十分ではない

- 小学校以上にはスクールカウンセラーが配置されているが、幼稚園や保育園にはいない。臨床心理士のような外部の専門家と関わる機会があれば虐待の防止につながるのではないか。(高田委員)
- 子供の育て直しというのは、幼稚園や保育園、学校だけでできるわけではなく、本来は子供と親の関係改善に向けた支援や、望ましい養育をするための支援が必要。虐待の発見に向けた連携、対応のみならず、様々な問題を抱えている子供たちへの支援ということも、同じような力点で考えていかなければならない。(犬塚委員)
- 親の中には、なぜ子供を叩いてはいけないかわからないというような人もいる。どう育てたらいいか、というような、そもそものところのマニュアルがあるといい。(高田委員)
- 家庭復帰のチェックリストは、ポジティブなポイントを上げていくものとなっており、措置された子にどのような問題が残っていて、どのような在宅での支援体制を行っていくか、という視点がみえない。(中板委員)
- 家庭復帰のチェックリストも含めマニュアルの作成には、ハウツー本になってしまわないように、何のため、誰のため、という目的や理念を書きしておく必要がある。(中板委員)
- 身体的虐待で、かなりハイリスクであったと思われるケースは、複数の医療機関に必ずというほどまたがっており、だんだんエスカレートして最後の段階で見つかっているというケースが非常に多い。より早い段階で、チェックできる仕組みにしてほしい。(今田委員)
- 虐待と養育困難の場合と同じチェックリストになっているが、チェック項目で重要な点は変わってくると思うので、分けた方がいいのかもしれない。(高田委員)
- 学校では、本当に虐待をされている状況であればすぐ分かるが、やや危なっかしい、十分な養育が受けられていないというケースが多くなっているという。学校の中で、虐待の予防の段階から、第三者を加えながらチェックする手立てを検討する必要があるのではないか。(武藤委員)
- 統合失調症の親の養育能力について、医者によって判断基準にすぐばらつきがある。どこかに問題提起することができるか。(犬塚委員)
- 行政と教育など、異なる専門分野では、同じ言葉を使っても、虐待の認識等に温度差やズレがある。是非この部会で、検討を進めていきたい。(網野委員)

【調査要求】

- 子供家庭支援センターの調査結果について、実際に使える一時保育、ショートステイはどのくらい普及しているのか、充足しているのか。病児保育ないしは病後児保育は、ニーズとして余りないのかどうか。(今田委員)
- (保護者指導措置したケースの指導内容のうち)民間の親プログラムを紹介とあるが、こうした団体というのは今、東京の中でかなり育ちつつあるのか。(柏女委員)
- 制度化されている民間の虐待防止活動・子育て支援活動だけではなく、制度化されていない民間活動をできる限り拾い上げてほしい。(ホームスタートなど制度化されていないが先駆的な取組み、妊娠期からの取組みなど)(柏女委員)